

第 3 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年5月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 根 本 太 濤	2 番 皆 川 重 文	5 番 吉 澤 勇
6 番 浅 井 紘 一	9 番 大 圖 金 雄	10 番 関 成 一
11 番 軍 地 美 代	12 番 高 島 和 子	13 番 皆 川 晃
14 番 横 須 賀 尋 史	15 番 後 藤 啓 一	20 番 笹 沼 恭 一
21 番 市 村 正 司	22 番 川 又 隆 雄	23 番 山 崎 千 正
24 番 高 安 幸 一		

欠席委員（8名）

3 番 深 谷 泉	4 番 鬼 澤 勇 一	7 番 雨 谷 克 己
8 番 江 橋 健 男	16 番 今 関 征 一	17 番 渡 邊 隆 文
18 番 外 岡 健 寿	19 番 飯 島 清 光	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平	農政係	青 木 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 本日出席予定の委員が皆様お揃いですので、会長、開会をお願いいたします。

笹沼会長 おはようございます。本日の総会は、農業委員室ではなく、水戸市役所本庁舎4階の中会議室で開催されます。

何よりも新型コロナウイルスが、地球規模で大きな影響を与えているわけであり、茨城県は1週間感染者がゼロということで、大きく影響を受けているわけではありませんが、新型コロナウイルスに感染し、入院されている方が60名おります。

そして、健康被害だけではなく、この新型コロナウイルスの影響を受けるこれからの経済も大変なことになるだろうと思っているところであります。

そのような時勢を踏まえ、本日のこの総会は、各地域をA、B、Cと3つに分けた中のAとBの方々が出席して開催されます。残りの8名の方は次回出席ということで、本日の総会は参集対象外となっております。

このような方法で、今後の総会を進めてまいりたいと思っております。

本日は、このような状況下でもありますので、総会を簡潔に、かつ迅速に進めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただ今より第35回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

23番、山崎千正委員、24番、高安幸一委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明させます。

事務局 第35回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が10件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が29件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が14件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が16件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が1件、農地改良協議が2件、地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして83件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入る前に、私の担当地区については関係委員としての意見できませんので、調査の上、代理発言を10番、関成一委員にお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14番、横須賀です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番, 横須賀です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われまので, ご審議をお願い
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが, 内容は議案書のとおりであります。農地法第 3 条第 2
項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川 (重) 委員 2 番, 皆川です。

この案件につきまして, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われまの
で, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 4 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 4 項でございますが, 内容は議案書のとおりであります。農地法第 3 条第 2
項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

続きまして，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 24 番，高安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2

項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番，後藤です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いしま
す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第7項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2
項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1 番，根本です。4 番鬼澤委員の代理発言になります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第8項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。7番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。18 番外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

後藤委員 15番、後藤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局からの説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 10番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

また、申請地は、平成30年5月に太陽光発電設備への5条転用許可を受けておりますが、申請者の変更により、「許可後の承継を伴う事業計画変更申請」が提出されております。

なお、議案第3号第18項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

また, 申請地は, 平成29年5月に太陽光発電設備への5条転用許可を受けておりますが, 申請者の変更により, 「許可後の承継を伴う事業計画変更申請」が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に幼稚園と保育所があることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は農用地区域内にある農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの規定により、許可可能であると考えます。

なお、転用期間は5カ月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思

料され、周辺農地への支障はないと判断されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思量され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。7 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。7 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。7 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

また、議案第 3 号第 1 項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地
や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料さ
れ, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。
なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番，吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 26 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが, 内容は議案書のとおり, 一時転用申請でございます。申請地は農用地区域内にある農地でございますが, 農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの規定により, 許可可能であると考えます。

なお, 転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。18番外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と史料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。18 番外岡委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 29 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 29 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

内容は議案書記載のとおりであります。農業委員3名で現地調査をした結果に基づき、証明を可としたものであります。

以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

非農地判断につきましては、今年の荒廃農地パトロールにおいて、森林の様相を呈しており、農地に復元することには困難であり、また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると、地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきましては、農地法の運用に基づく非農地判断とすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また、法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断したいと思います。

まず、渡里地区からお願いいたします。

根本委員 1番, 根本です。

この案件の1番から4番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元は困難であるため、非農地とされますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、飯富地区、お願いいたします。

根本委員 1番, 根本です。4番鬼澤委員の代理発言です。次の5番から7番の飯富町の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、河和田地区、お願いいたします。

関委員 10番, 関です。8番の土地ですが、この件について調査検討をしたところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、山根地区、お願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

9番から15番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地とされます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。
この中に、皆川重文委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(皆川重文委員退席)

議長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、皆川委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書の一覧2ページ、6ページに載せてございます。

2ページ目の12番、それと6ページ目の45番の2筆となります。

こちらは田が新規設定のみで4,599平方メートル、設定期間5年間、畑が新規設定のみで925平方メートル、設定期間3年間、設定者2名、取得者1名でございます。
利用権設定年月日は、令和2年5月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、皆川委員に着席を求めます。

(皆川重文委員着席)

議長 事業担当課から続けて説明させます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目、設定期間3年未満につきましては、田が6,304平方メートル、うち再設定447平方メートル、設定者、取得者ともに2名、うち再設定の設定者、取得者と

もに1名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が4万4,010平方メートル、うち再設定3万3,284平方メートル、設定者13名、取得者9名、うち再設定の設定者11名、取得者8名でございます。

表の3段目、設定期間6年以上10年未満につきましては、田が4,532平方メートル、うち再設定3,769平方メートル、畑が再設定のみで1,013平方メートル、設定者、取得者ともに再設定のみで3名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が4万5,781平方メートル、うち再設定2万6,393平方メートル、畑が新規設定のみで8,508平方メートル、設定者20名、取得者6名、うち再設定の設定者8名、取得者4名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が10万627平方メートル、うち再設定6万3,893平方メートル、畑が9,521平方メートル、うち再設定1,013平方メートル、設定者38名、取得者21名、うち再設定の設定者23名、取得者16名でございます。

利用権設定年月日は、令和2年5月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで担当課は退席いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類を含め、各完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号から報告第7号につきましても、資料のとおりでございます。
以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第35回総会を閉会いたします。
ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時20分